

2 七社遺跡出土「九九」木簡について

現状では等幅の2本の片になっているが、両片は接合し、切断部分に書かれている文字が両片にまたがることから、文字が書かれた後に切断されたものであることがわかる。裏面にも墨痕が認められるが、文字としては判読できない。

文字は稚拙で独特の癖のあるものであることや九九の誤りがある（1行目の「七九」を「六十冊」と誤って書き、その後に「三」と正しい値を記している）ことなどから、本木簡は初学者が九九を練習する際に記したものと思われる。

九九がいつどこで発生したかはわかっていない。中国では、古く漢代の遺跡である湖南張家界古人堤遺址出土の竹簡に九九が記載され、4世紀頃の成立とされる『孫子算經』、また敦煌出土木簡などにも九九が記されたものがあるなど、古くから用いられたことがわかっている。日本への伝来の時期は不明であるが、官人の素養として文筆とともに算術が求められ、あるいは学令において算学生の学ぶべき経書が列挙されており、九九のような基礎的な知識はこのような高度な算術を学ぶ前提として当然のことながら教授されていたものと思われることなどから、律令体制が確立されるまでには日本に伝来していたものと考えられるであろう。長野県更埴市屋代遺跡群、平城宮跡などからは8世紀の九九木簡が出土していることがこのことを裏付ける。平安時代の貴族の教養書である『口遊』（天禄元年・970年成立）に、九九の唱え方が記載されていて、この時期までには広く知られるものとなっていた。

本木簡と他資料の記載を比較してみると、九九から始まり八九、七九…の順に進むことは共通する。しかしながら、一九の部分が、『孫子算經』、及び屋代木簡、平城宮木簡では「一九如九」、『口遊』では「一九」とあるのにたいし、本木簡では「一九又九」と独特の表記になっていることが注目される。「又」は正倉院文書などでも同じものを繰り返すときに「同じく」という意味で使われることもあり、「一九」の結果が同じく「九」になるという意味で考えれば違和感はない。「又」表記の典拠は不明であるが、古代の日本において、必ずしも全国一律の算術教育が施されていたわけではないことを示す貴重な実例といえるのではないだろうか。

なお、新潟県内では大沢谷地遺跡（新潟市）からも九九木簡が出土しているが、ここでも「如」の文字は使われていない。

土器に文字を書く（墨書土器）行為以上に実務官僚的色彩の強い計算能力（九九）を必要とする階層、もしくはその予備軍にあたる層がいたということは、近隣にこれらの階層を受容する組織があったことを匂わせるものである。すなわち、九九を用いて仕事をする必要のある（下級）官人が勤務する場としての官衙などの存在を想定することができるであろう。ただし、本木簡のほかには直接官衙を示す資料に乏しく、遺構も官衙的な要素を見出すまでには至っていないことなどから本遺跡を官衙そのものと位置付けることは現時点では難しいと考える。

本木簡の解読にあたり、相沢 央氏（新潟市歴史文化課）のご協力を得ました。

（浅井勝利）

＜参考文献＞

大矢真一『和算以前』（中央公論社、1980年）

任 繼愈 ほか編『中国科学技術典籍通叢』数学卷1鄭州,pp.401-420（河南教育出版社、1993年）

平川 南 ほか編『長野県屋代遺跡群出土木簡』（長野県埋蔵文化財センター、1996年）

湖南省文物考古研究所・中國文物研究所「湖南張家界古人堤遺址與出土簡牘概述」（『中國歴史文物』二〇〇三年第二期）

新潟市埋蔵文化財センター「大沢谷地遺跡現地説明会資料」（新潟市、2008年）

東北大學和算資料データベース <http://dbr.library.tohoku.ac.jp/>